

中期目標・中期計画（素案）

豊橋技術科学大学

平成15年9月26日

国立大学法人豊橋技術科学大学の中期目標・中期計画(素案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標 本学は、科学に裏付けられた技術、すなわち技術科学の教育・研究を使命とする。この使命のもと、豊かな人間性と国際的視野及び環境と調和した社会の継続が可能となる視野を有し、自然と共生する心を持つ実践的創造的かつ指導的技術者を育成するとともに、次の時代を先導する実践的技術の研究を行う。そのため、本学は大学院に重点を置き、透徹した物を見る眼、繊細で温かみのある感性、多元的な思考能力、グローバルな視野を培う教育を推進し、技術科学の新しい地平を切り拓くことを目指して研究に取り組む。さらに、地域社会との連携、国内及び国際社会に開かれた大学とするための基盤を構築する。</p>	
<p>・ 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1. 中期目標の期間</p> <p>平成16年4月～平成22年3月</p> <p>2. 教育研究上の基本組織</p> <p>教育研究上の基本組織として別表に掲げる工学部、工学研究科を置く。</p>	

・大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1. 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

実践的創造的かつ指導的技術者としての人間性と知識水準を備え、社会的要請に応えうる卒業生・修了生を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

全学部生が大学院修士課程に進学することを原則とし、国際的に活躍できる実践的創造的かつ指導的技術者を養成するための教育を充実する。

多様な入学生に対する適切な教育システムを構築する。

多様な教育内容・方法を展開する。

透明性・一貫性・厳格性を有する成績評価法を確立する。

多様かつ優秀な入学者を確保する。

・大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1 学生に本学の教育目標を理解させるとともに、卒業時、修了時に到達すべき知識水準と技術者像を明確にする。
- 2 J A B E E の認定に対応した教育プログラムを編成し、本学卒業生の技術教育水準の公的な保証に努める。
- 3 各種技術者認定制度の活用が可能となるよう学生の学習目標を明確化する。
- 4 大学教育に対する社会の要望を調査し、教育の達成目標を継続的に見直し、改善する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 1 倫理観と地球規模の視点を重視するとともに人間的素養を高める教養教育を実施する。
- 2 技術科学に対する興味・関心を高める工夫を推進する。
- 3 学部教育においては、基礎的能力や問題解決能力を付与するための教育課程を実施する。
- 4 英語による記述力、コミュニケーション能力の向上を図る。
- 5 英語特別コースの充実を図る。

- 1 「基礎」と「専門」を繰り返すらせん型教育システムの強化を図る。
- 2 高専からの入学生を主とする多様な学生の特性に配慮した教育システムを推進する。

- 1 実務訓練の充実を図る。
- 2 近隣大学との単位互換、放送大学の利活用及びe - ラーニングを推進する。

成績評価基準を明確にしてシラバスに明示し、公表する。

- 1 多様な入学者選抜方法を推進するため、現行入試制度を検証し、改善を行う。
- 2 入学志願者の増加を図るための方策を講ずる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育の充実を図るための検証システムを整備する。

教育の質の向上・改善のための体制の整備・充実を図る。

教育環境の整備・充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

自習を効率的に行えるよう、学習環境を整備する。

多方面にわたる学生の生活支援を充実する。

就職活動支援体制の整備・充実を図る。

留学生・社会人に対する支援を充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教育の目標・内容・方法を定期的に検証し、結果を公表するとともに改善する。

- 1 流動性・多様性を有する教員組織を構築する。
- 2 教育活動の評価等による教育の質の向上・改善につなげるFD活動を推進する。
- 3 適切なクラスサイズによる授業を推進する。
- 4 TAを積極的に活用する。
- 5 学期制の在り方を見直す。

- 1 教育研究の基盤となる施設・設備の充実を図る。
- 2 ITを活用した教育システムの構築を図る。
- 3 大学における学術情報基盤施設として図書館の機能強化を図り、利用者サービスを充実する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1 学習資料、メディア教育環境及び自習室の整備を図る。
- 2 オフィス・アワーを設定し、修学支援を図る。

- 1 奨学金制度・授業料免除制度の充実を図る。
- 2 学生宿舎の整備・拡充を図る。
- 3 学生の各種相談に対して適切に応じられる体制等を整備する。
- 4 課外活動施設、福利厚生施設及び学生の諸活動に対する支援体制の整備・充実を図り、課外活動やキャンパスライフを支援する。

キャリア教育、就職指導等の充実を図る。

- 1 留学生と日本人学生、地域住民との交流の促進を図る。
- 2 留学生の修学上、生活上の支援及び相談体制の充実を図る。
- 3 社会人学生の修学支援を図る。

2. 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

世界を先導する研究開発を推進し、その成果を社会に還元する。

高度な研究活動を通して優れた専門知識と思考能力を有する人材を育成する。

自然科学，人文・社会科学等との融合により，分野横断的な技術科学研究を推進する。

教官の教育研究活動，研究業績等について社会への情報発信を積極的に推進する。

適切な評価を通して，研究水準の向上と研究開発を促進する。

研究開発成果に基づく知的財産の利活用と技術移転を通して社会に貢献する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

高度な研究を推進する体制と環境を整備する。

国際的・全国的・地域的共同研究，受託研究等をさらに推進するためのシステムを構築する。

学内研究資源（人材，資金，施設・設備機器など）を機動的に有効活用できるシステムを構築する。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 世界最高水準の実践的先端的研究を遂行する。
- 2 社会の要請に適合した産業の発展，新産業の創出につながる開発研究を推進する。
- 3 安全で潤いのある地域社会の形成に寄与する研究を推進する。

- 1 研究活動を通して，世界的に活躍できる若手研究者・高度技術者を育成する。
- 2 高専教官等の研究支援，並びに社会人等への高度な専門職教育に貢献する。
- 3 東南アジアを初めとする諸外国や多様な機関との連携を通して，出身国で指導的技術者として活躍できる人材を育成し，併せて研究活動を支援する。

他大学・他研究機関等との連携により，新たな技術科学分野の創出や融合分野での研究活動の活性化を図る。

- 1 研究活動にかかる情報を収集・分析するシステムを整備する。
- 2 最新の研究情報，研究者総覧，各教官の研究内容紹介等の情報を整備し，社会へ公開する。

- 1 研究の水準・成果を検証するために，評価の方法及び実施体制を整備し，研究評価を積極的に実施する。
- 2 研究評価に関する情報を公表し競争的研究環境を醸成する。

- 1 知的財産権は原則大学帰属とし，知的財産の創出，取得，活用等を一元的かつ効率的に推進する体制を整備するとともに，外部関連機関との連携を強化する。
- 2 知的財産創出や技術移転に関わる研究開発を強化するとともに，知的財産の利活用を促進するための情報発信を積極的に行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1 研究を全学的に総括する組織の機能を強化し，研究の一層の推進及び効率化を図る。
- 2 外部機関及び学内組織を横断した研究プロジェクトを柔軟・迅速に編成できるシステムを整備する。

- 1 教官の研究業績・社会活動に関する情報を定期的に学内外に公表する。
- 2 他大学，他研究機関及び産官との連携による研究プロジェクトを推進する。

研究資金，研究スペース等の研究開発に係る学内資源を有機的かつ機動的に運用するためのシステムを整備する。

3. その他の目標

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

〔社会との連携〕

地域社会の教育・文化の向上に貢献する。

本学が有する知や研究成果を活かし，地域社会の活性化に貢献する。

地域社会への貢献のための体制を整備する。

〔国際交流等〕

外国の大学，研究機関との連携・交流を推進する。

開発途上国に対する工学教育国際協力を推進する。

研究者の受入れ，派遣を積極的に推進する。

学生の受入れ，派遣を積極的に推進する。

(2) 高専との連携に関する目標

高専との連携を積極的に推進する。

3. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域住民に対する教育サービスとして，公開講座の開設，図書館の開放，体験学習の拡充等を積極的に推進する。

- 1 地域企業等との連携を強化し，共同研究，技術移転，起業家育成を推進する。
- 2 地元自治体との連携を強化し，安全で快適なまちづくりを支援する。

地域連携，産学官交流等について積極的に支援するための体制を整備する。

- 1 知的国際貢献の立場から広く世界の国や地域との交流を積極的に推進する。
- 2 重点交流拠点大学・研究機関を定め，研究者，学生，事務職員の幅広い交流を積極的に推進する。
- 3 国際交流を推進するため，学内の支援体制・施設の整備を図る。

- 1 開発途上国の工学分野での高等教育への教官派遣等の支援を積極的に推進する。
- 2 開発途上国の工学教育強化プログラム等に関する研究開発を積極的に推進する。

- 1 客員教授，任期付き雇用等の制度を活用し，外国人研究者の受入れを積極的に推進する。
- 2 教員の長期在外研究を支援するための体制，制度の整備を図る。

- 1 魅力的な短期留学プログラムの開発や留学生の受入方法の見直しにより，より優れた留学生の受入れに努める。
- 2 学生の海外留学を支援するための体制，制度の整備を図る。

(2) 高専との連携に関する目標を達成するための措置

- 1 高専との連携を強化するための体制を整備する。
- 2 高専との人事交流，共同研究を積極的に推進する。
- 3 高専生の体験入学を積極的に推進する。
- 4 高専における教育を積極的に支援する。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標

1. 運営体制の改善に関する目標

機動的かつ効率的な経営戦略による大学運営を推進する。

運営組織の簡素化・合理化を図り、効率的な大学運営を遂行する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標

社会的要請に応えうる教育研究水準の維持・向上を図るため、柔軟かつ機動的な組織を整備する。

3. 人事の適正化に関する目標

優れた教職員を確保するために、公正で一貫性のある人事運用システムを構築する。

教職員の業績を適切に評価するシステムを構築する。

教員採用の流動性、多様化を推進する。

職員の能力向上を推進するシステムを整備する。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 学長補佐体制を整備するとともに、外部の人材を積極的に活用することにより大学運営の機能強化を図る。
- 2 教員・事務職員等によって構成された大学運営組織を設け、戦略的な運営を推進する。
- 3 戦略的な学内資源配分の具体的な方策を策定する。
- 4 事務職員等の採用、各種業務に関する国立大学法人等間の連携・協力体制を整備する。
- 5 教職員の意識改革を推進する。

運営組織の所掌を見直し、適正な組織規模の実現を図る。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1 学部・研究科や学内各種センター等の教育・研究組織の再編を図る。
- 2 再編・統合を視野に入れた教育・研究組織について検討する。
- 3 新たな制度や外部資金による教育・研究組織の設置を推進する。

3. 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1 教員採用は原則公募制とする。
- 2 採用・昇任の基準を公開する。
- 3 国籍・性別を問わず広く優秀な人材を求める。

- 1 人事評価の評価基準を整備する。
- 2 評価結果を昇任・給与等に適切に反映させる。

- 1 教員の採用に当たっては、企業経験者等、多様な経歴を有する人材の登用を促進する。
- 2 任期制ポストの拡充を図る。

- 1 事務組織の活性化と人事配置の適正化を推進する。
- 2 専門性の向上を図るため、人事交流や研修を積極的に推進する。

教職員のモラルの向上に努める。

新たな人事制度について検討する。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標

大学業務，事務組織を見直し，効率的な大学運営を推進する。

教職員の適切な行動を促し，より良い職場環境の実現，維持，及び問題対処のための体制を整備する。

- 1 教員の研究レベルの向上のためのサバティカル制度の在り方を検討し，その導入を図る。
- 2 雇用システムの柔軟化について検討する。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1 大学業務の全般を見直し，事務処理の簡素化・迅速化を図る。
- 2 大学業務を効率的に実施するための事務組織・職員配置の再編，合理化を推進する。
- 3 外部委託等を積極的に活用し，経営効率の向上を推進する。
- 4 事務職員の効率化・合理化に対する意識改革を推進する。

・財務内容の改善に関する目標

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金，施設使用料，非効率な財産の活用等，多様な収入の方策を検討するとともに，運営費交付金等国から措置される財源に係る獲得方策も含め，自己収入の増加に努める。

2. 経費の抑制に関する目標

効率的な管理運営を行うこと等により，管理経費の削減に努める。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標

保有する資産の効率的，効果的かつ安全性に十分留意した運用に努める。

・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1 社会・企業等との連携強化及び迅速かつ的確な情報収集を行うための組織を整備し，外部研究資金の増加を図る。
- 2 サテライト・オフィスを設置することにより，産学交流，公開講座及び社会人教育等を充実し，自己収入の増加を図る。
- 3 戦略的な広報体制の充実等により，グラウンド等大学施設の積極的開放を図るとともに，非効率な財産の活用を図る。
- 4 知的財産の活用を促進し，自己収入の増加を図る。
- 5 本学の教育・研究活動等に対する地域社会からの支援が得られる体制の整備に努める。
- 6 運営費交付金等国から措置される財源の積極的確保を図る。
- 7 入学金・授業料等の学生納付金の自己収入の安定的確保に努める。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1 業務の見直し，外部委託の導入等により，人件費等管理経費の抑制を図る。
- 2 省エネルギーを推進すること等により，光熱水料，燃料費の削減に努める。
- 3 インターネットの活用，ペーパーレス化等の推進を図る。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 金融機関の経営状況，預金金利等を常時把握し得る管理システムの確立に努めるとともに資金の有効かつ安全な運用を図る。
- 2 資金の運用及び管理に当たり，内部牽制体制の整備を図る。
- 3 土地，施設・設備等の有効活用について計画を策定し，推進する。

・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1．評価の充実に関する目標

評価の基本方針を定め、計画的に評価を実施し、大学運営の改善に資する。

2．情報公開等の推進に関する目標

情報公開の基本方針を定め、大学活動に関する情報を提供する体制を強化する。

社会からの情報公開の要請に対応できる体制を整備する。

・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1．評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1 評価体制を整備する。
- 2 評価基準と評価項目を検討し、整備する。
- 3 自己点検・評価、外部評価及び大学評価機関による第三者評価を計画的に実施する。
- 4 評価結果等について、学内外に向けて積極的な情報公開を展開する。
- 5 評価結果を不断の改革に十分反映させるシステムを整備する。

2．情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学の主要な活動等に関する情報提供の方法、内容、対象等について検討を行い、積極的に情報公開を行う体制を整備する。

情報公開に対する理解と支援が得られるよう、積極的に意見等が収集できるシステムを構築する。

・その他業務運営に関する重要目標

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標

大学活動の基盤となる施設設備の整備を計画的に推進する。

既存施設の機能向上を図り、その活性化を推進する。

効果的・効率的な施設利用を促進するため、施設利用等の弾力化を推進する。

教育研究環境の安全性、快適性を推進する。

2. 安全管理に関する目標

学内の安全管理体制を構築し、教職員・学生の健康管理、災害事故防止、環境保全の充実を目指す。

・その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1 教育研究、国際交流及び産学連携等を促進するため、施設設備の整備・充実に推進する。
- 2 民間資金等の活用（PFI）の導入について積極的に検討を行う。

- 1 耐震性能の確保等、施設設備の安全対策を積極的に推進する。
- 2 教育研究の高度化・情報化の進展等に対応させるため、老朽施設の改善を積極的に推進する。

- 1 全学的な視点に立った施設マネジメントシステムを整備する。
- 2 施設の有効利用及びスペースの効率的な運用を推進する。

- 1 省エネルギー、省コスト対策及び施設設備の維持保全を積極的に推進する。
- 2 環境への配慮やバリアフリー対策等を積極的に推進する。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1 教育研究環境に係る安全・衛生の確保に関する基本方針及び関係諸規程を策定する。
- 2 教職員・学生に対する安全に関する講習・説明会を実施する。特に、学生実験に係る安全確保に努める。
- 3 健康・安全管理に関する外部関係機関との連携を図る。
- 4 定期的な安全管理査察を行い、恒常的な安全を確保し、不断の改善に努める。
- 5 情報ネットワークのセキュリティーの整備充実を図る。
- 6 衛生管理者、毒物管理者、放射線管理者等、安全上必要な管理者を配置する。

学部等及び各年度の学生収容定員

豊橋技術科学大学

中期目標		中期計画		年度計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)		別表(学部の学科(課程), 研究科の専攻等)	
学部	工学部	平成16年度	工学部 920人 工学研究科 892人 (うち修士課程 790人 博士後期課程 102人)	工学部	機械システム工学課程 生産システム工学課程 電気・電子工学課程 情報工学課程 物質工学課程 建設工学課程 知識情報工学課程 エコロジー工学課程
研究科	工学研究科	平成17年度	工学部 920人 工学研究科 892人 (うち修士課程 790人 博士後期課程 102人)	工学研究科 (修士課程)	機械システム工学専攻 生産システム工学専攻 電気・電子工学専攻 情報工学専攻 物質工学専攻 建設工学専攻 知識情報工学専攻 エコロジー工学専攻
附置研究所		平成18年度	技術科学部 100人 工学部 840人 技術科学研究科 300人 技術創生研究科 140人 工学研究科 497人 (うち修士課程 835人 博士後期課程 102人)	工学研究科 (博士後期課程)	機械・構造システム工学専攻 機能材料工学専攻 電子・情報工学専攻 環境・生命工学専攻
		平成19年度	技術科学部 200人 工学部 760人 技術科学研究科 600人 技術創生研究科 280人 工学研究科 102人 (うち修士課程 880人 博士後期課程 102人)		

平成 20 年 度	技術科学部	600人
	工学部	380人
	技術科学研究科	624人
	技術創生研究科	290人
	工学研究科	68人
	(うち修士課程 880人) 博士後期課程 102人)	
平成 21 年 度	技術科学部	1,000人
	技術科学研究科	648人
	技術創生研究科	300人
	工学研究科	34人
		(うち修士課程 880人) 博士後期課程 102人)